

資料

ウクライナ科学アカデミー

「国家と法」研究所について

古いロシヤの都・英雄都市キエフ（ウクライナ共和国の首都で京都と姉妹都市）で、日ソ法学者シンポジュウムの後半が、一九八四年一〇月八日から一日まで開かれた。その会場となったウクライナ科学アカデミー「国家と法」研究所（以下、同研究所）について、同八日のシンポジュウムの席上、バーデイ所長から伺ったその概要を紹介しておこう。

(1) その活動と規模

同研究所は、ウクライナ科学アカデミーの中で社会科学の基本的な環の中心をなしている。ウクライナには、社会科学関係の研究所としては、ほかに、①歴史研究所、②経済学研究所、③考古学研究所、④哲学研究所、⑤文学研究所、⑥言語学研究

ウクライナ科学アカデミー「国家と法」研究所について

池 島 宏 幸

所、⑦社会学研究所（リボフ）、⑧工業経済研究所（ドネスク）などがある。

同研究所は、党、国家および政府の大きな信頼のもとに、社会科学のさまざまな分野で活動している。その規模は、さほど大きくはないが、一〇五名の所員がいて、そのうち七八名が研究職の所員、その内一八名が博士であり、四〇名が準博士である。他の研究所と比べて博士である研究員の比率は、比較的高い。

同研究所は、ウクライナ共和国学術会議の決定およびその付属機関の決定に従って研究を行っている。

(2) 八つのセクション（部門）

さまざまな研究方法を実施・充実させるために、八つのセク

ションがある。

- ① 国家と法の一般理論セクション
- ② 国家と法の歴史セクション
- ③ 憲法およびソビエト建設セクション
- ④ 国民経済管理に関する法的諸問題セクション
- ⑤ 農業に関する法的諸問題および環境問題に関するセクション
- ⑥ ソビエト立法の改善と民法および労働法に関するセクション
- ⑦ 犯罪学および刑法セクション
- ⑧ 国際法および比較法セクション

以上の八つのセクションの名称からも、その研究の基本的な方法がわかると思われる。

単一のソビエト社会、国家というシステムと同時にソ連邦という連邦制のシステムのなかにある。同研究所の法学は、ソビエトの単一の法学として、単一の法学の中に組み込まれていて、単一の科学の分野である。したがって、連邦を構成する共和国の科学アカデミーにおいても、すべての法学に係わる問題を扱うのではなく、分業によって、同研究所の取り組むべき課題を設定して、それに全力を集中している。

(3) 特殊に扱っている個別具体的な課題

たとえば、同研究所の個別具体的な課題としては、

①の法の一般理論の分野で特殊に扱っている問題は、法の理論、社会進歩と法、法意識に係わる問題、法意識教育などである。

②の国家と法の歴史部門では、ソビエト連邦の国家と法の歴史と同時に、ウクライナ共和国の国家と法の歴史に関して多くのエネルギーをさいている。この歴史部門によるこのウクライナ共和国の「国家と法の歴史」に関する一冊の本は、一九八一年ウクライナ共和国の国家賞に輝いている。

③の憲法およびソビエト建設の分野では、一九七七年制定のソ連邦憲法、一九七八年制定公布施行されたウクライナ共和国憲法の規範の適用を、現代生活の中に具体化していくためのさまざまな制度の検討とその充実の問題と同時に、真のソビエト市民の権利と義務の問題、ソ連邦の政治的基礎である人民代表プロジェクトの活動などは、大きな関心と注意が払われている。

つまり、ソビエトの活動の中に可能なかぎり多くの市民、農民、労働者を引き寄せることが、今日とりわけ重要になっている。

⑥の分野では、ソ連の立法改善と同時にウクライナ共和国の

立法作業の改善がきわめて重要な問題になっている。そしてさまざまな法分野で立法活動が進展して、大きな成果をあげている。今日のソビエトの立法に関する活動では、国家と法の研究所以外に、哲学研究所、社会学研究所などによって、ソ連邦アカデミーの法および哲学部門の決定に従ってなされる方法が、共和国でも中心的に行われている。

⑤の分野では、食糧問題と環境問題が大きな根底の問題になっている。

④の分野では、法の決定に従い今日の経済管理機構および経済の管理メカニズムについての問題が大きな課題とされる。社会的生産を一層効率的に行うために、社会的富の増大は、ソビエト国民の生活水準を引揚げることにつながることから、国民経済の管理の改善という一連の問題にとりくむ研究員は、かなり大きな比重を占めている。

⑦のセクション、刑事学の分野では、ソビエトの適法性、合法性と人民コントロールの問題であり、共同作業として、犯罪学および刑法上の諸規範の実生活への適用の問題が、基本的に大きなテーマとなっている。

⑧のセクションの最も重要な問題は、緊張緩和と平和を確保し、平和を強化し、平和の内にすべての全世界の国民にとって、平和の内に生活できるためには、いかなる課題が必要なの

かということに集中している。

(4) 研究国家機関として同時に教育機関との連携の活動
これには、二つの課題がある。

同研究所は、国家から科学研究機関としての財政的援助という物質的援助のみでなく、精神的援助をうけている。それだけに、いかなる分野でよりも、一層の研究を進め、いかに効果的にこの分野を検討するか、大いに注意を払っている。

①まず一つの研究所の課題は、単に書物を出版するという課題に限定されているだけでなく、全ての法分野に係わる実務的で実地的な勧告を出したり、実際のな解釈を、実生活の中で役にたつような解釈や法規範を示す解釈の典型を示したりしている。

それらの成果は、社会団体にも、その他の国家機関にも大いに利用されている。

②ウクライナ共和国には、比較的多くの法学に関する教育機関や研究所が置かれている。従って同研究所のもう一つの課題は、これらの法学研究機関および教育機関を統合し指導することである。

法学教育機関として一四の施設がある。たとえば、ウクライナ共和国キエフ大学法学部、リボフ大学法学部、オデッサ大学

法学部、ハリコフ法科大学、その他キエフにある内務省の「法と法学」教育機関などがある。

これらが必要に応じて統合した指導の会議を開催している。

*

今回のシンポジウムのテーマは、どちらかというと、社会政策的な側面をめぐる法規現象（たとえば、社会政策の発展と計画として、経済社会Ⅱ文化生活の各部門、消費・生産公団Ⅱ企業合同、労働コレクチフ、「経済・社会発展計画」という経済計画など）をクローズ・アップしたが、その背後ないし基礎となっている経済政策的な側面について、とくに経済・企業・産業に関する法規現象を観察しようと心懸けた。

*

ときあたかも、「ザラターヤ・オーセン（黄金の秋—紅葉の季節—Золотий Осень）」の折、懇親会では、さすがロシアの穀倉地帯、豊富な食事とともに、ウクライナ・クリーム・コニャックで、何度も「カイジューベ（乾杯のウクライナ語）！」して、同地をあとにした。

*

なお、帰途に立ち寄ったブルガリアの首都ソフィアでは、とくに外貨問題については、「ツァリズム十八〇%プレミアム」というキャンペーンが、空港で目についた。八〇%を上乗せす

る観光客優遇レート（ビジネス・レート—為替相場の実勢価格と比較して）によっていた点が注目された。

つまり、観光客には、外貨の日本円一万円が一万八千円相当の当地通貨のレバ（当時ブルガリアーレバは一三四円三銭、なおソ連ルーブルは二九〇円三二銭）に交換してくれるので、当地では八〇%多くレバを使えるという外貨レート方式をとっていた（もちろんレバ国外持ち出し禁止なので、交換したレバは、当地ですべて使ってしまうか、再交換しなければならぬ）。

*

本稿は、第三回「日ソ法学者シンポジウム」（一九八四年九月三〇日—一〇月十二日、モスクワ、レニングラード、キエフ）に参加した折の「見聞録」の一部である。

（いけしま ひろゆき／商法・経済法）